

群馬大学医学部附属病院研修管理委員会規程

平成16. 4. 1 制 定
改 正 平成16. 11. 9 平成20. 4. 8
平成30. 4. 1 令和 3. 4. 27

(設 置)

第1条 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（厚生労働省令第158号）に基づき、群馬大学医学部附属病院に群馬大学医学部附属病院研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、医師臨床研修制度の基本理念の下、研修内容の充実及び研修医の資質の向上を図り、研修プログラムの策定、研修医・指導医の評価及び処遇など、臨床研修病院群との連携を図り、医師臨床研修制度を構築することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの作成に関すること。
- (2) 各研修プログラム相互間の調整等に関すること。
- (3) 研修医の募集、採用（マッチングを含む）及び処遇に関すること。
- (4) 臨床研修病院群への出向等に関すること。
- (5) 研修の継続・中断の可否に関すること。
- (6) 研修状況の評価等（エポックを含む）に関すること。
- (7) 研修終了後又は中断後の進路指導及び相談等の支援に関すること。
- (8) その他臨床研修に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 臨床研修センター長
- (3) 臨床研修副センター長
- (4) 臨床研修プログラム責任者
- (5) 事務部長
- (6) 臨床研修病院群に参加する協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (7) 臨床研修病院群に参加する研修協力施設の研修実施責任者
- (8) 委員長が推薦する臨床研修病院群以外の有識者 若干人
- (9) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条1号の委員をもって充て、副委員長は第4条2号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、当該委員と同一の権限を有するものとする。

3 委員又は代理者がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、委任状の提出をもって出席したものとみなす。

4 委員会の議事は、前項に規定する委任状を提出した委員を除く出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会の円滑な運営を目的とし、軽微事項については専門委員会において処理する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、臨床研修センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成20年4月8日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第8号及び第9号の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。